

(5) 幼稚園

幼稚園の入園手続

●幼稚園とは

義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設です。

子ども・子育て支援新制度の幼稚園（施設型給付）となった施設と、これまでの制度を継続している幼稚園（私学助成）に分かれますが、どちらに通園しても従来通り幼児教育を受けることは変わりありません。

96～98 ページの☆・◆マークのついている園が新制度に移行した幼稚園・認定こども園となります。

対象年齢	3～5歳児
開園日	月曜～金曜。夏休み・冬休み・春休みの長期休園があります。
保育時間	1日4時間を標準としています。園によっては、標準の保育時間を超えて預かり保育を実施している園もあります。詳しくは96～98ページをご覧ください。
入園料・保育料	各園によって異なります。子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園（施設型給付）・認定こども園（幼稚園部分）の保育料は、無料です。（ただし、特定負担額（保育料の上乗せ分や入園料）のある園があります。）

●入園までの流れ

※認定こども園の1号認定児（幼稚園利用）として入園される場合を含みます。

①園見学・入園説明会

希望する園の見学や説明会にご参加ください。見学日や説明会の日程等は各園へお問合せください。



②入園要項願書配布 (10月15日以降)

希望する園の願書を入手してください。願書は有料の園もあり、配布数に限りがある場合もありますので、詳細は各園にお問合せください。



③願書受付・審査 (11月1日以降)

希望する園を決め、審査料を添えて入園願書を提出してください。申込者が定員を超えると、抽選や選考があり、その後面接を経て合格となります。



入園決定

施設型給付幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

④教育・保育給付認定（1号認定）申請書及び施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号申請希望者のみ）の提出（11月予定）

入園の内定を受けた新入園児については、園を通して教育・保育給付認定申請書及び施設等利用給付認定申請書を受け取り、必ず入園前に園に提出してください。園で申請書をまとめて区役所・地区健康福祉ステーション及び川崎市幼保無償化事務センターに送り、市で内容を確認します。教育・保育給付の場合は、教育・保育給付認定決定通知書を交付します。なお、施設等利用給付認定申請書は保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合にのみ提出が必要です。



⑤利用者負担額等決定通知書及び施設等利用給付認定通知書の受領（翌年3月予定）

教育・保育給付認定を受けた子どもの利用者負担額等決定通知書及び施設等利用給付認定を受けた子どもの認定通知書を交付します。



翌年4月入園

従来制度（私学助成）の私立幼稚園

④施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）申請書の提出（11月予定）

入園の内定を受けた新入園児については、園を通して施設等利用給付認定申請書を受け取り、必ず入園前に園に提出してください。園で申請書をまとめて川崎市幼保無償化事務センターに送り、市で内容を確認します。



⑤施設等利用給付認定通知書の受領（翌年3月予定）

施設等利用給付認定を受けた子どもの認定通知書を交付します。



翌年4月入園

問合せ先

川崎市幼稚園協会 TEL711-8383 FAX733-5000

または各幼稚園 TEL96~98 ページ参照

幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金

地域型保育事業等（2歳児までの受入施設）の卒園児が幼稚園・認定こども園で実施する幼稚園型一時預かりを利用した場合、預かり保育の利用料のうち、無償化上限額を超える利用料を保護者に対して補助します。

●補助の対象（以下①～③の要件をすべて満たす保護者）

- ①地域型保育事業等の卒園児※1である
- ②卒園後の最初の4月1日時点で幼児教育・保育の無償化を保育認定で受けている
- ③卒園後の最初の4月1日時点で幼稚園型一時預かり事業を実施する川崎市内の幼稚園・認定こども園※2に入園している

※1 地域型保育事業等の卒園児

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、認可保育所（2歳児までの受入施設に限る）を卒園した児童です。

※2 幼稚園型一時預かり事業の実施園

96～98ページの預かり保育で◎・○マークのついている園です。

●補助額

預かり保育の利用料のうち、無償化上限額（月額上限 11,300 円：49 ページ参照）を超える分に対して、月額上限 5,000 円

●補助対象期間

対象となる園児の入園後から就学前まで

※対象となる園児が市内幼稚園に転園する場合、上記補助の対象①②③を満たしていれば、転園後の園でも補助対象となります。ただし、入園後、幼児教育・保育の無償化の保育認定がなくなる期間が生じる場合は、それ以降補助対象外となります。

●申請手続き

原則、通園している園を通して申請してください。必要な書類は、別途園を通じてお知らせします。

問合せ先

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

TEL200-3179 FAX200-3533

(6) その他の施設

幼稚園類似施設利用料等補助金

幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通園している子どもの利用料等を補助します。

※認可幼稚園や保育所は対象になりません。対象となる施設については、お問合せください。

※原則、既に幼児教育・保育の無償化の給付を受けている場合は、対象外となります。

●補助の対象

市内在住で、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、市の基準に該当する幼稚園類似施設に通園している満3歳児以上の保護者の方

●補助額（所得制限はありません。）

幼児 1 人につき月額上限 20,000 円（利用する施設等の過去3か年の平均月額利用料が 20,000 円を下回る場合は当該平均月額利用料）

●申請手続き

原則、通園している施設を通して申請してください。必要な書類は、別途施設を通じてお知らせします。

●市内対象施設

施設名	所在地	電話番号
川崎朝鮮初級学校	川崎区桜本2-43-1	266-3091
ALC ACADEMY	川崎区田島町15-19	366-3841
キンカーン インターナショナルスクール	川崎区堤根37-1	233-3970
キッズインターナショナル武蔵小杉	中原区小杉町 2-227 ITOビル1棟 3階	733-6031
南武朝鮮初級学校幼稚部	高津区末長3-1-15	866-6411
チューリップルーム	宮前区宮前平2-9-23 ヒカリコーポAB	865-6766
パティスポーツ幼稚園はるひ野	麻生区はるひ野4-3-2	819-4601

※令和 7 年 4 月現在

問合せ先

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

TEL200-3179 FAX200-3533

(7) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する3～5歳児クラスの子どもたちと、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの保育料は無料となっています。

※給食費（主食＋副食）、通園バス費などの実費は対象外です。

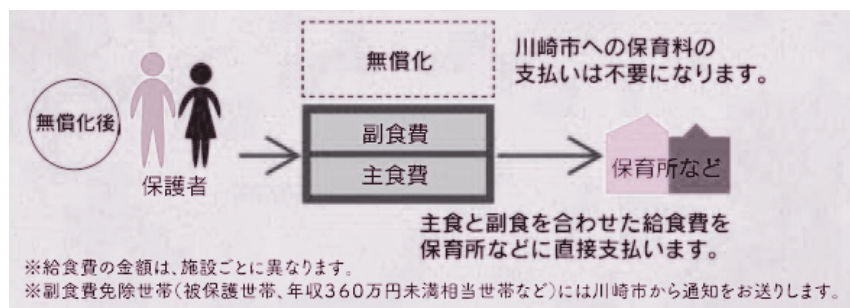
無償化の内容は施設によって異なり、大きく3つのケースに分類できます。

問合せ先

幼保無償化事務センター TEL246-2025（平日 10:00～19:00）

- 1 公立保育所・認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業
公立保育所・認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を利用する3～5歳児クラスのすべての子どもたちの保育料は無料です。
0～2歳児クラスの子どもたちについては、市民税非課税世帯を対象として保育料が無料になります。

※3～5歳児クラスの給食費の扱いは以下のとおりです。



※他の無償化対応施設との重複適用はできません。（児童発達支援等を除く）

（例）認可保育所に通いながら、病児保育を利用

→病児保育の利用料は無償とはなりません。

※認定こども園（保育所部分）については、各園で金額や徴収時期を定めている特定負担金などは対象外です。

2 認可外保育施設など

川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設（認可外）、一時保育、年度限定型保育、病児・病後児保育、ふれあい子育てサポート、ベビーシッター等を利用する、保育の必要性のある3～5歳児クラスのすべての子どもたちは月額 37,000 円まで、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもたちは月額 42,000 円までの利用料が無償化されます。ただし、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）が必要となります。

※利用料については、一旦、施設にお支払いください。専用の請求書と、施設からもらった領収書、提供証明書を川崎市へ送付し、審査ののち、申請者名義の銀行口座に利用料が振り込まれます。

※無償化の対象施設は川崎市の HP に掲載しています。

掲載のない施設は対象外ですのでご注意ください。

ホームページはこちらから→

無償化 施設

検索

3 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

幼稚園（施設型給付）、認定こども園（幼稚園部分）を利用する3～5歳児クラスすべての子どもたちの利用料が無償化されます。

また、幼稚園（私学助成）を利用する3～5歳児クラスすべての子どもたちの利用料が、月額 25,700 円を上限として、無償化されます。

さらに、保育の必要性のある3～5歳児クラスの子どもたちは月額 11,300 円まで、市民税非課税世帯の満3歳児の子どもたちは月額 16,300 円まで、預かり保育の利用料が無償化されます。（1日あたり 450 円を上限）

ただし、預かり保育が無償化されるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

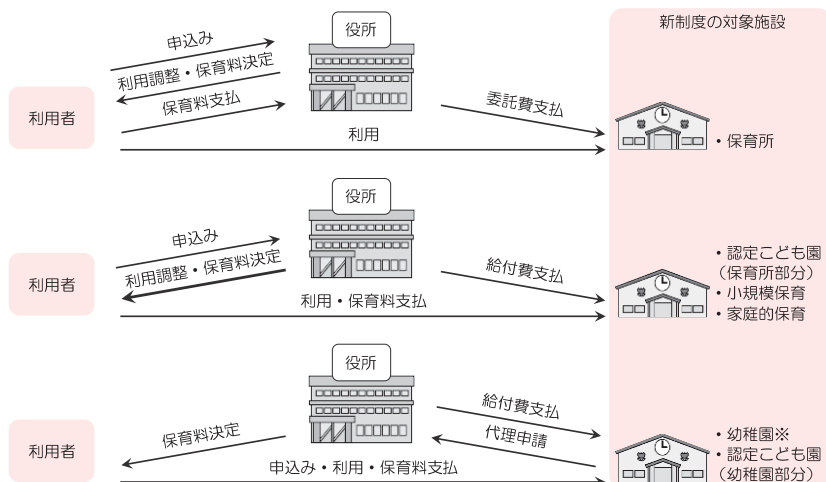
※利用料の上限を超える費用（入園金、特定負担額など）、及び園が実費で徴収している費用（教材費、通園バス費、給食費、行事費など）については、無償化の対象外となります。

※幼稚園などが実施する教育時間を含む預かり保育の、平日の実施時間が8時間未満、または年間実施日数が200日未満の場合、認可外保育施設などの利用料も無償化の対象となります。

コラム 子ども・子育て支援新制度について

就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が平成 27 年 4 月から導入されました。給付の対象となる保育所、幼稚園、小規模保育事業等を利用した場合、国、県、市は、その教育・保育を提供するために必要な経費を給付費として施設等に支払います（法定代理受領）。

《新制度の対象施設の利用イメージ》



※ただし、新制度の対象とならない幼稚園（私学助成）は、園への申込と園での選考、園の定めた費用等の支払いが必要となります。

問合せ先

保育料・利用調整に関すること こども未来局保育対策課 TEL200-3424

民間保育所の運営に関すること こども未来局保育第1課 TEL200-2662

地域型保育事業、川崎認定保育園に関すること

こども未来局保育第2課 TEL200-3128

幼稚園に関すること こども未来局幼児教育担当 TEL200-3179